

広島建労LINE 最新情報配信中!

お友だち追加方法

①QRコードで追加

②ID検索で追加

@269aeikx



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 藤岡 祐二
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索

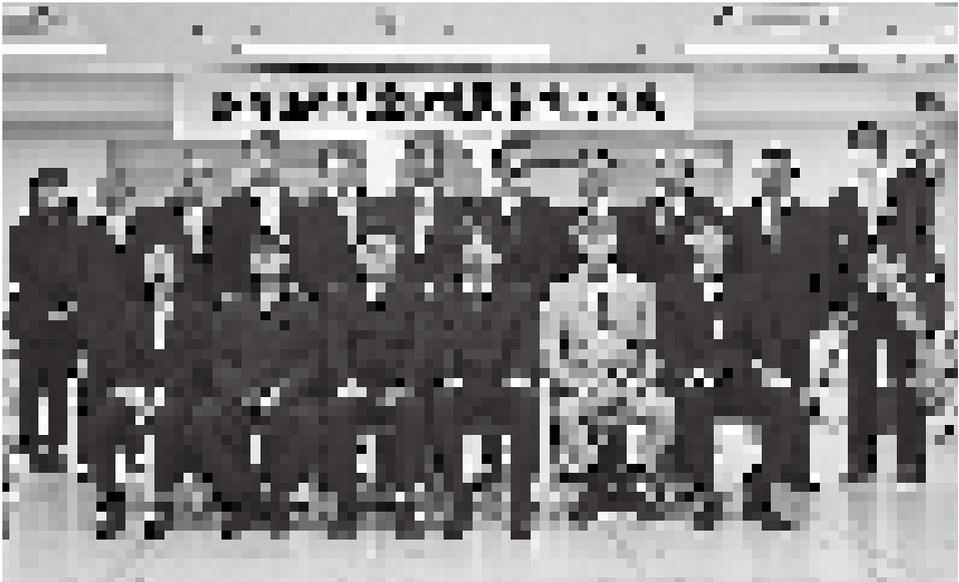


スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

令和4年度 建築・硝子合同 認定高等職業訓練校

入校式



(一社)広島建築共同職業訓練協会は、4月8日(金)に建設国保会館で、建築・硝子訓練校合同の令和4年度認定高等職業訓練校入校式を行いました。入校式には両校長はじめ訓練協会理事・講師ら12人、建築校6人、硝子校5人、事務局3人が出席しました。

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」講習を開催します

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。

日時: 8月7日(日)

会場: 建労本部 草津事務所(西区草津東1-7-22)

受講料: 組合員4,000円、員外5,000円

定員: 20人(定員になり次第、受付を終了します)

申込み: 7月28日(木)までに所属の地連事務所へ申し込んでください

令和4年度入校生(前列)を囲んで

第66期 第2回 建労会館 建設委員会

解体工事着手に向けて

前回の委員会で決まりました、原建設委員長を先頭に、井手口建設副委員長、各地連から推薦された11人の建設委員と、藤岡専務理事、第2回目から、(一社)広島建築共同職業訓練協会から橋本、高野、中川副会長が同席し、書記2人が出席し、委員会で議論を重ねました。

会議では、主に以下の事を決定しました。

- ・請負業者は、全木協の主幹工事工務店。
- ・解体工事着手に向けて調整。
- ・アスベスト対策、再度の確認。
- ・木工事材料と、電気設備工事、機械設備工事については、再度調整。

次回は6月7日(火)に第66期第3回建労会館建設委員会を開催予定です。



令和4年度入校生(建築)

- | | |
|----------|---------|
| 本馬 望さん | 林 楠杏さん |
| 井口 蒼さん | 義野 蒼さん |
| 井口 広太郎さん | 廣野 蒼さん |
| 宮田 一樹さん | 渡辺 凌空さん |
| 原口 晴郎さん | 内藤 泰亮さん |

「精進努力」をお願いし「す」などと新入生を激励する内容の校長あいさつがありました。

続いて、各講師の担当ご臨席いただいた訓練協会の理事の皆さんが紹介されました。

在校生を代表し、吉川進一さんが歓迎の辞を読み上げ、新入生を代表して中野夢斗さん(硝子)が誓いの辞を行いました。

古川校長(硝子校)の閉式の辞で入校式を終えました。

藤岡副校長(建築校)の司会で、開会の辞を古川校長(硝子校)が行い、「君が代」清聴の後、両校の新入生が紹介されました。

原校長(建築校)から「2年課程を修了されますと、優秀な訓練生には、市長賞、能力開発協会賞などの賞が授与されます。これを励みとして



在校生代表から新入生へ歓迎の辞

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか?

下請かけこみ寺にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決にむけて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能



フリーダイヤル: 0120-418-618

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

【受付時間】 平日9:00~12:00/13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



年間拡大目標 800人

口コミで未加入者紹介

組織対策部は今年度の増(増)としました。組合員一人一人が未加入者一人の紹介を希望いたします。

拡大目標を800人(前年一人ひとりの口コミが何割)より大切な組織拡大運動に

こんなときは届け出を忘れずに!!



結婚や出産で家族が増えた



就職・転出・死亡で家族が減った



住所・氏名・勤務先に変更があった



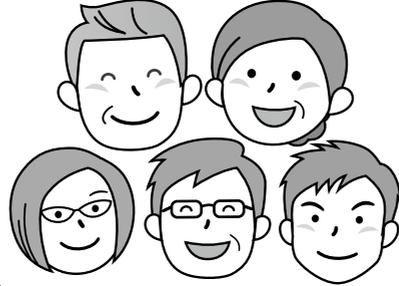
保険証を紛失・破損した



法人事業所を設立・そこに勤め始めた



個人事業所の従業員が5人以上となった



廃業・退職・死亡で脱退する

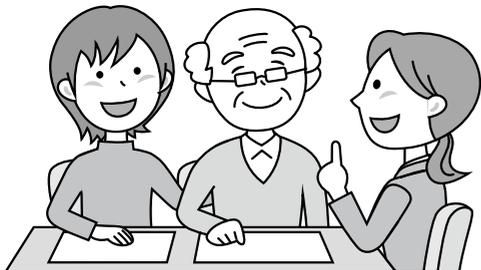


※各種届出には確認書類が必要となります。詳しくは所属する地連事務所までご連絡ください。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費について



基準日(7月31日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間※(前年8月1日から7月31日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超え

る場合は、その超えた部分が申請により支給されます。

※計算期間中に加入している保険が変わった場合でも、各医療保険での支払った自己負担額を合算し計算できる場合があります。詳しくは所属の地域連合にお問い合わせください。

高額介護合算療養費について

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額となり一定額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。(各医療保険ごとに自己負担額が合算される為、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません)



◎70歳未満の人

| | |
|-------------------------|-------|
| ア/旧ただし書所得901万円超 | 212万円 |
| イ/旧ただし書所得600万円超~901万円以下 | 141万円 |
| ウ/旧ただし書所得210万円超~600万円以下 | 67万円 |
| エ/旧ただし書所得210万円以下 | 60万円 |
| オ/住民税非課税 | 34万円 |

◎70歳から74歳の人

| | | |
|-------------------------|----------------|-------|
| 一定以上 | (課税所得が690万円以上) | 212万円 |
| | (課税所得が380万円以上) | 141万円 |
| | (課税所得が145万円以上) | 67万円 |
| 一般(一定以上にも低所得にも該当しない) | | 56万円 |
| 低所得Ⅱ(世帯全員が住民税非課税) | | 31万円 |
| 低所得Ⅰ(世帯全員が住民税非課税で所得もない) | | 19万円 |

自己負担限度額

※8月1日から翌年7月31日までの1年分を合算します。

仕事中のケガなどは労災保険で治療を

仕事や出勤・帰宅途中の事故(交通事故)による傷病は、労働災害といい、労災保険で治療を受けていることになっています。労働災害は建設国保の保険証を使って治療を受けることはできません。



もし、労働災害であるにもかかわらず建設国保の保険証を使って治療を受けた場合、後日その医療費を建設国保に返していただくこととなります。

労働災害で病院に受診する場合には、労働災害であることを告げ、必ず労災保険で治療を受けてください。

労災保険は、労働者を守る保険です。一人親方や事業主本人・家族であっても、一定の条件の下で特別に加入することができます。万一に備え、労災保険に加入するようにしましょう。



健康保険適用除外申請について

「法人事業所を設立した」「法人事業所に勤め始めた」「個人事業所だが、従業員が5名以上となった」など通常であれば社会保険(健康保険+厚生年金)の適用となりますが、国保組合の組合員においては「健康保険適用除外(並びに厚生年金の取得申請)」を行えば、国保組合に残ることができます。しかし、健康保険

適用除外申請は、特別な事情がある場合を除き、事実発生から14日以内(厚生年金は5日以内)に手続きを行わなければいけません。期限内に申請が行われず、社会保険に移行しなければならない事案も発生していますので、申請しなければならない事実が生じた場合には、必ず期限内に手続きを行っていただきますようお願いいたします。



国民健康保険特定疾病療養受療証

人工透析や血友病などの高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならない人については、申請をいただくと、1ヶ月の自己負担限度額が1万円になる「国民健康保険特定疾病療養受療証」を交付いたします。

「国民健康保険特定疾病療養受療証」は、特定疾病の治療に対してのみ有効で、複数の医療機関で治療を受けられた場合は、医療機関ごとに自己負担限度額(1万円)を負担することになります。

※70歳未満で人工透析を実施している慢性腎不全の自己負担限度額は、上位所得者(基礎控除後の年間所得額が600万を超える世帯の方)につきましては2万円となります。

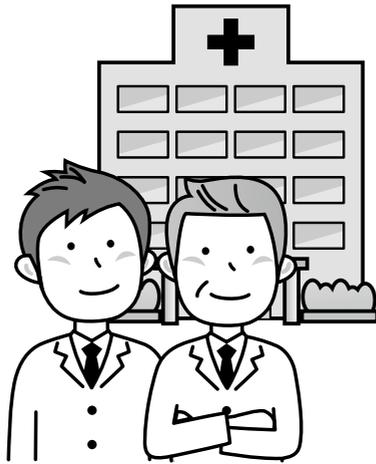
◎特定の疾病

1. 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害又は先天性血液凝固第9因子障害(血友病)
3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

◎申請に必要なもの

- ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・医師の意見書
- ・組合員及び認定対象者の個人番号が確認出来るもの

※医師の意見書は所定の様式が各地域連合の窓口にありますので、その様式に記入をしてもらうようにしてください。



マイナンバーカードを取得しましょう!

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が昨年10月20日より本格運用となりました。(マイナンバーカード対応医療機関等については医療機関等窓口貼付のステッカー、又は厚生労働省のHPで確認できます。)

また、医療費・薬剤情報の閲覧も可能となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。但しこれらの制度を利用するには、マイナポータルから利用申込の手続きが必要となります。この他、セブン銀行ATMからの申込みも可能となっておりますので必ず申込みを済ませましょう。

その他、以下のようなメリットがあります。

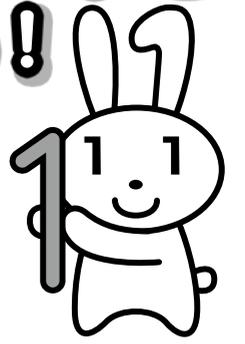
各種証明書(住民票等)をコンビニで取得できる!

e-Taxも、もっと便利に!

身分証明書になる!

など

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。



高額な医療費・出産費用負担軽減のための制度

① 限度額適用認定証(高額療養費の現物給付)

医療費が高額になると、建設国保が発行する「限度額適用認定証」等を受診の際に保険証と一緒に提示していただくことにより、医療機関等での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額を超えた高額療養費の部分については、建設国保が直接医療機関等に支払います。

※マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局等では、ご本人が情報提供に同意された場合、「限度額適用認定証」の提示がなくても限度額を超える支払いはありません。

② 出産育児一時金の直接支払制度と受取代理制度

被保険者の方が出産したときにかかった出産費用に、出産育児一時金を充てることが出来るよう、原則として建設国保から出産育児一時金が病院などに直接支払われる制度です。

これらの制度を利用すると、分娩費用が40万8千円(*42万円)を超えるときは、超えた分だけを医療機関等へ支払えば済みます。また、分娩費用が40万8千円(*42万円)未満のときは、医療機関等への支払いは不要となり、差額分を建設国保に請求することにより後日建設国保から差額分が支給されます。

受取代理制度を利用できるのは、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日から2ヶ月以内の方で、受取代理制度を受けることができる医療機関等の了解と所属の地域連合での事前の手続きが必要です。

詳しくは所属の地域連合へお問い合わせ下さい。

*産科医療補償制度加入医療機関で出産された場合

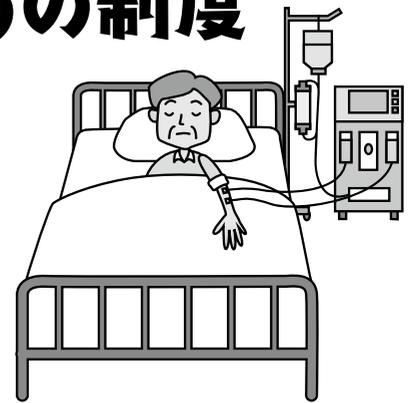
○広島県で受取代理制度が利用可能な医療機関

- 【・医療法人社団 松田医院 ・柴田産婦人科皮膚科 ・医療法人社団 日の浦会 佐々木産婦人科】

③ 貸付制度

建設国保では、高額な医療費または出産にかかる費用を支払うための当座の資金として、貸付制度(無利子)を設けています。

貸付額はそれぞれの給付金の8割相当額ですが、上記①・②の制度を利用したときには、貸付制度は利用できません。ご利用の組合員さんは、所属の建設労働組合の地域連合へ詳細をお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。



5月1日の
組織人員
12,129人

労働安全標語



守りたい
安全作業で

家族の笑顔

第6地連江田島
西濱 恭兵さん

令和3年度
優秀賞

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表
令和4年4月分

| 地連名 | 件数 |
|-----------|-------|
| 第1地連 福 山 | 1 (3) |
| 第2地連 芦 品 | 3 |
| 第3地連 しまなみ | (1) |
| 第4地連 広島中央 | (2) |
| 第7地連 広 島 | (1) |
| 第8地連 広島西 | 4 (1) |
| 第9地連 広島北 | (1) |
| 計 | 8 (9) |

()内は一人親方

労災事故発生原因

| 内 容 | 件数 |
|-----------|----|
| 転 墜 落 | 3 |
| 転 倒 | 3 |
| 打 撲 ・ 捻 挫 | 2 |
| 工 具 ・ 機 械 | 2 |
| 交 通 事 故 | 1 |
| 職 業 病 | 1 |
| 飛 来 ・ 落 下 | 1 |
| そ の 他 | 4 |
| 計 | 17 |

「カンガルーマーク」
クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数(写真内のは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・「広建新報」についてひとこと感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能へ「組合員専用」ページです。抽選の上、10人の方へクオカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末(消印有効)までです(正解…5月号は2個)。

建設業に関する総合的な相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは④をご参照下さい

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報
※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。

| 7月 | | | 6月 | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 24日 | 23日 | 21～22日 | 26日 | 19日 |
| 第7地連技術講習会(刃物研ぎ) | 第6地連第1回特定健診 | 足場作業主任者講習 | 第8地連住宅デー | 第6地連住宅デー |
| 18日 | 14日 | 9～10日 | 2日 | |
| 第8地連技術講習会(玉掛け) | 第8地連組織・賃金パトロール | 第8地連技術講習会(玉掛け) | 第8地連住宅デー(佐伯地区) | |

▼6～7月の行事予定▲

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところでした。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



TEL. 0570-004976

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

第47回 大工・左官技能競技大会 全地域連合から選手を募集

日 時：2022年(令和4年)7月31日(日)
午前8時30分開会(午前8時集合)

■大工の部■

課 題：「四方転び」

参加資格：組合員で昭和61年4月1日以降生まれの方
(先着10人)
：4人以下の場合、選考会として開催

■左官の部■

課 題：「階段白仕上げ」

参加資格：組合員で昭和61年4月1日以降生まれの方
(先着8人)
：5人以上で開催

会 場：建労本部 草津事務所(西区草津1-7-32)

申込み方法：所属の地連にお申込みください。

申込み期限：大工の部 7月15日(金)

左官の部 7月 8日(金)

問い合わせ先：電話 082-232-6238 (広島建労・技術対策部)
なお、7月24日(日)に技能競技大会参加選手を対象とした県本部主催の課題講習会が開催されます。講習会参加希望の方は、競技大会参加時に合わせてお申込みください。

